

令和5年4月1日施行の申し合わせです

令和5年3月31日まで適用される申し合わせは以下のURLよりご確認ください
https://www.iee.jp/about/articles_of_incorporation/regulation_randd/

(部門共通・運用 5-1-3)

外国の学会等と共同で電気学会研究会を開催する場合の申し合わせ

外国の学会等と共同で電気学会研究会を開催する場合は、本申し合わせにより、実施するものとする。

1. 開催に当たっての基本的な考え方

電気学会研究会は国際会議と異なり、会員は参加費を必要とせず、かつ会員、非会員いずれも投稿料を必要としない発表の場である。また、外国で開催する場合は会員、非会員いずれも参加費、投稿料を必要としない。すなわち、主催者側でそれなりの負担が必要であることを承知の上で、計画を立案頂く。

2. 開催に当たっての具体的事項

(1) 参加費について

- ・外国の学会等と共同で開催する研究会は、あらかじめ相手側と経費等の打ち合わせを行い、電気学会の研究会の趣旨を尊重し、外国で開催する場合は参加費を徴収しないものとする。

(2) 論文集について

(イ) 日本で外国の学会等と国際共同の研究会を開催する場合

- ・研究会資料には、国際研究会であることを明記する。
(この場合、論文集は1種類で済むこととなる)

(ロ) 外国で開催する場合

- ・論文原稿の著作権は、原則電気学会が保有することとする。ただし、著作権について別段の取り決めがなされる場合は、著作権の所在について、あらかじめ相手側と書面による取り決めをする。
- ・発表者は論文原稿を電気学会に提出し、電気学会において研究会資料を出版する。取り決めにより、外国の学会等でも論文集を出版する場合、出版する論文集に「電気学会側の論文の著作権は電気学会が保有し、本論文集に掲載した論文は転載の許可を得て印刷した。」と明記してもらおう。
- ・現地における法律上、税務上のルールを遵守し、会計上の必要な証憑を電気学会事務局に提出する。

(付則)

1. 平成13年4月17日、調査会議にて承認。
2. 令和2年10月30日、研究調査会議にて一部改正。
3. 令和4年5月11日、理事会にて一部改正、令和5年4月1日施行。